

「市営地下鉄戸塚駅改良工事基本方針策定業務委託」

受託候補者特定に係る実施要領

目次

- 1 趣旨
- 2 実施の公表
- 3 提案書の内容
- 4 評価
- 5 プロポーザル評価委員会
- 6 評価結果の審査

1 趣旨

「市営地下鉄戸塚駅改良工事基本方針策定業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市交通局委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるものほか、この実施要領に定めるものとする。

2 実施の公表

実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

3 提案書の内容

提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施手法

4 評価

- (1) 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- ア 技術者の同種又は類似業務の実績
 - イ 業務内容の理解度

ウ 業務実施手法の妥当性

エ 取組意欲

- (2) プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- (3) 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- (4) 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

5 プロポーザル評価委員会

- (1) 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

ア 提案書の評価

イ 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認

ウ 評価の集計及び報告

エ ヒアリング

- (2) 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 交通局経営管理部経営管理課長

副委員長 交通局技術管理部電気課長

委員 交通局高速鉄道本部営業課長、交通局工務部施設課長、交通局工務部建設改良課長、交通局工務部建築課長

- (3) 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

- (4) 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

- (5) 委員長は、評価結果を第一工事施行委託一般競争入札参加資格審査等委員会（以下、選定委員会）に報告するものとする。

6 評価結果の審査

選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和7年11月4日から施行する。